

大阪市規則第91号

給料等の支給に関する規則及び臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第1条 給料等の支給に関する規則(昭和56年大阪市規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給料の減額の特例等) 第6条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないことについての、条例第8条第1項に規定する任命権者の承認は、次に掲げる期間又は時間について行うものとする。 [(1)~(4) 略] (5) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年大阪市条例第22号)及び職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年大阪市人事委員会規則第6号)の規定により職務に専念する義務を免除される場合(同規則第2条第1項第11号、 <u>第11号の4</u> 及び第11号の7に該当する場合を除く。)における当該免除される期間又は時間(同規則第2条第1項第12号に該当する場合にあつては、市長が定める期間又は時間(市長以外の任命権者にあつては、当該任命権者が市長と協議して定める期間又は時間))	(給料の減額の特例等) 第6条 [同左] [(1)~(4) 同左] (5) 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年大阪市条例第22号)及び職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年大阪市人事委員会規則第6号)の規定により職務に専念する義務を免除される場合(同規則第2条第1項第11号、 <u>第11号の4</u> 、 <u>第11号の6</u> 及び第11号の7に該当する場合を除く。)における当該免除される期間又は時間(同規則第2条第1項第12号に該当する場合にあつては、市長が定める期間又は時間(市長以外の任命権者にあつては、当該任命権者が市長と協議して定める期間又は時間))

[(6)・(7) 略]	[(6)・(7) 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

(臨時的任用職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 臨時的任用職員の給与に関する規則（平成4年大阪市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(給料の減額)</p> <p>第3条 職員が所定の勤務日又は勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる期間又は時間についてその勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除くほか、その勤務しない1日又は1時間につき、勤務1日又は1時間当たりの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年大阪市条例第22号）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）の規定により職務に専念する義務を免除される場合（同規則第2条第1項第11号及び第11号の4に該当する場合を除く。）における当該免除される期間又は時間（同規則第2条第1項第12号に該当する場合にあっては、市長が定める期間又は時間（市長以外の者が任命権者である場合にあっては、当該任命権者が市長と協議して定める期間又は時間））</p>	<p>(給料の減額)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年大阪市条例第22号）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年大阪市人事委員会規則第6号）の規定により職務に専念する義務を免除される場合（同規則第2条第1項第11号、<u>第11号の4</u>及び第11号の6に該当する場合を除く。）における当該免除される期間又は時間（同規則第2条第1項第12号に該当する場合にあっては、市長が定める期間又は時間（市長以外の者が任命権者である場合にあっては、当該任命権者が市長と協議して定める期間又は時間））</p>

〔5〕 略	〔5〕 同左
〔2〕 略	〔2〕 同左
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。